

介護保険の被保険者(65歳～)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
介護保険料が減免となります。

【減免の対象となる保険料】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 ⇒ **保険料の全額を免除**
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入減少(※以下参照)が見込まれる場合 ⇒ **保険料の一部を減額**
- ※「属する世帯」とは被保険者が属する住民票の世帯です。

※保険料が一部減額される具体的な要件

属する世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** (A×B/C) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

新型コロナウイルス感染症により、属する世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部が免除となります。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A:被保険者について算定した保険料額

B:主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

200万円以下の場合 : **全部**(10分の10)

200万円以上の場合 : **10分の8**

申請に必要な書類等の詳細等については、お問い合わせください。